



## 本籍、住所の表示から「の」がなくなります

住所および本籍の地番に枝番があるものについては、電算化後「の」の文字がなくなります。これは土地の地番号と統一化を図るものです。

【例】 井戸町796番地の1 ⇒ 井戸町796番地1

## 今までの戸籍はどうなるの？

電算化前に使用されていた戸籍は、「平成改製原戸籍」として保存されます

平成22年11月末以前に婚姻や死亡等で戸籍からすでに除かれている場合は、電算化後の戸籍に記載されません。電算化前の戸籍が必要となる場合は、「平成改製原戸籍」を請求していただくこととなります。

## 手書きで書かれている氏名の文字はどうなるの？

氏名の文字は正しい文字で記載されます

これまでの手書きで作成された戸籍には、くずし字、書き癖等で書かれているものが多くありました。戸籍が電算化されることによりこれら文字は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナ等の戸籍に使える文字として置き換えられることとなります。ただし、これは戸籍の表記上の取り扱いであり、これによって氏名を変更するものではありません。また、住民票や印鑑証明についても、戸籍にあわせた表示となりますので、改めて変更の手続をする必要はありません。

【一例】

使用できない文字		使用できる文字
濱	→	濱
湊	→	湊
藏	→	藏
真	→	真
嶋	→	嶋



氏名の文字の取り扱いなど、  
皆さんの理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】 市民保険課戸籍住民係 (☎熊野市役所内線 134・135)